

「株主優待の意義に関する研究会」の設置について

2024 年 10 月
日本証券業協会

1. 設置の目的

政府は、「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国実現プラン」の取組みを通じて、我が国の個人金融資産の過半を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで更なる投資や消費に繋がる「成長と分配の好循環」の実現を目指している。その取組みの一つとして2024年からNISAの拡充が行われ、その買付額の約4割が上場株式となっている。

また、上場会社は広範な投資家層の参加を促すため、投資家（株主）との対話の推進や投資単位の引下げに加え、長期保有の促進効果及び自社製品・サービスの広告宣伝効果等を期待し、全体の3割以上が株主優待を実施している。

今般、株主優待の意義や効果等について、株主優待を取り巻くステークホルダーのそれぞれの視点及び学術的な観点からの研究・検討を行い、対外的に発信・訴求することを目的として、「株主優待の意義に関する研究会」の設置を行う。

2. 検討事項

本研究会では、各ステークホルダーからの視点及び学術的な観点から、以下の事項について検討・研究を行う。

- (1) 株主優待¹の現状と歴史
- (2) 株主優待実施による個人株主数等への影響（政府等が推進する国民の安定的な資産形成の支援施策への影響を含む）
- (3) 株主優待が上場会社の株主資本コスト（ボラティリティ）に与える影響
- (4) 株主優待と株主平等原則との関係
- (5) その他株主優待に関する事項

3. 構成・運営

- (1) 本研究会は、株主優待に関する有識者及びステークホルダー（個人投資家・海外投資家（株主）、上場会社、証券会社等）等をもって構成する。
- (2) 本研究会に座長を1名置く。
- (3) 本研究会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (4) 座長は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4. 事務の所管

本研究会の庶務は、本協会 社会連携本部 サステナビリティ推進室が担当する。

以 上

¹【参考】本協会では、2019年4月1日、株主優待SDGs基金を設置し、本協会の会員が実施する株主優待等を利用して、国連が提唱する国際社会全体の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）に係る社会的課題に取り組む団体に対する寄付を行うことで、国際社会におけるSDGsの達成に向けて取り組んでいる。